

令和5年6月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和5年6月13日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 倉田利奈議員 (1) 固定資産税について
- (2) ごみ焼却施設民営化について
- (3) 公共施設について

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
総 務 部 長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
市 民 部 長	岡島正明

市民窓口グループリーダー	芝 田 啓 二
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
こども未来部長	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
防災防犯グループリーダー	山 下 浩 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、よろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

13番、倉田利奈議員。一つ、固定資産税について、一つ、ごみ焼却施設民営化について、一つ、公共施設について、以上、3問についての質問を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） それでは、早速始めさせていただきます。市長及び職員の皆さん、簡潔に分かりやすくお答えください。

まず、固定資産税についてお聞きしていきます。

固定資産税の縦覧は、どの法律に基づいて行われている制度でしょうか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 固定資産税の縦覧制度につきましては、地方税法第416条第1項に規定をされているところでございます。土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度につきましては、「固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう」とされております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、目的まで教えていただいたんですけれども、固定資産税の縦覧期間と縦覧に際しての申請書に記入が必要な事項についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 縦覧期間につきましては、4月1日から5月31日までとなっております。縦覧の際に記載していただく事項につきましては、まず縦覧申請書に御住所、お名前、それから先ほど申し上げました土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿どちらを縦覧されたいかということに記載していただくこととなります。あとは、これは口頭で確認することになりますが、どのあたりを縦覧したいか、それからどのような目的で縦覧をされたいかを確認してまいります。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今年度の縦覧申請は何件あり、縦覧を断ったのは何件でしょうか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 今年度につきましては、一件も縦覧に供したものはございません。なお、断ったという形ですと、それもございません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私、申請書を提出しておりますが、お断りされたんですけれども、今、お断りしなかったっていう意味が分からないんですけれども、御説明をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 今の件につきましては、個々の具体的な内容でございますので、地方公務員法第34条の市職員が職務上知り得た秘密であるとともに、地方税法第22条の地方税の徴収等に関する事務に関して知り得た私人の秘密であるために、この場ではお伝えすることができません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 実際、私はお断りをされました。申請書は提出しております。それ、縦覧を断った理由についてお答えください。私のことですからいいですよ。個人情報関係なくお答えください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 先ほども申し上げましたが、地方公務員法の規定、それから地方税法の規定に基づいて、私人の秘密であるためにこの場ではお答えすることができません。それから、この納税義務者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するために、一般的には私人の秘密を公表すべきでないことはもちろんですが、議会の審議の場において、その開示を求められた場合においても、原則として開示すべきでないものでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ということは、税務グループとしては、断った件は先ほどないと言いましたけれども、ないということなんですね。そこだけ確認したいんですけども、ないのであれば、これ事実と違いますよということなんですよ。私はきちんと申請書も提出し、そちら受け取っておりますので、ないということがうそになるんですけども、そのあたり御説明お願いします。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） すいません。繰り返し申し上げますけれども、今、議員がおっしゃった件につきましては、地方公務員法第34条の市職員が職務上知り得た秘密であるとともに、地方税法第22条の地方税の徴収等に関する事務に関して知り得た私人の秘密でございますので、この場ではお答えすることができません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 秘密である、それはちょっと見解の相違なんですけれども、でも、縦覧を断った件がありますよね。あるのに、ないってさっきおっしゃったんですけども、ないということですか。そこだけ確認させてください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） すいません、何度も申し上げますけれども、私人の秘密でございますので、今この場ではお答えすることができません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 断った件数が何件かという御質問ですので、これはここでお答えすべきことですよ。何件ですか。もう一度ここだけ確認させてください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） お断りした件数としては、ゼロ件というふうにお答えをさせていただきました。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 申請書を受け取ったのに断った件数がゼロ件。本当にこれあり得ません。もうあまりにも、ちょっと私、虚偽答弁しか思えません。

私、5月19日に市長宛てに質問書を提出しております。5月18日に税務グループの窓口において、地方税法第416条第1項に基づき、土地価格等縦覧帳簿の縦覧について申請したところ、縦覧することができませんでした。つきましては、高浜市の固定資産税納税者であるにもかかわらず、土地価格等縦覧帳簿の縦覧ができなかった理由を書面にて、5月31日までにその根拠を明らかにした上でお示しくださいと質問書を出しております。この質問書については、全く回答しませんと税務グループリーダーからお電話がありました。なぜ回答しないんですか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 繰り返しになりますけれども、この件につきましても私人の秘密でございますので、この場ではお答えすることができません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、どんな文書でもいいですよ。高浜市自治基本条例第20条第4号に、説明・応答責任として、「市政に対して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます」これ、条例違反だと思うんですけども、市長、どうですか、これ。どのようにお考えですか。私、市長に聞いていますから、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

〔「副市長じゃないですよ。市長ですよ」と呼ぶ者あり〕

○副市長（深谷直弘） 今、倉田議員はうちの自治基本条例を持ち出されて、そういうふうにおっしゃいましたが、私どもも誠実にとというのは、本当に御質問された方に対してそれが必要であるかどうかということも判断しながら、全然回答をしなかったわけじゃないですよ。御連絡をして、これには回答できませんという回答をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 回答しないという回答。すごいですね。今、これに対して、ある方が、これ裁判、公開で行われているから言いますけれども、訴訟を行っていますよね。この訴訟、すごく注視したいと思っております。

縦覧を断っていないということで、私、すごくびっくりしました。縦覧の申請書を提出して受け取っております。受け取っていないのに、断っていない。すごいですね。今回の件、固定資産納税者の権利を正当な理由なく剥奪し、ましてや受け取っていないといううそを言っている。もう本当にあり得ません。この権利を理由なく剥奪したこと、これ今までの裁判の判例を見ますと違法行為であることがはっきりしているんですよ。これ、このままでいいんですか。市としての見解を最後お答えください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まず、縦覧制度といいますのは、納税者自身が土地家屋の評価額が適正であることを確認するために、ほかの土地家屋の評価額と比較することを可能にするというのが制度の趣旨です。この趣旨を逸脱する場合も時にはあります。ですので、この制度を利用するに当たりますとは、整合性を検討しなければならない。これは当然のことです。本市におきましては、合理的な必要な範囲として、基本的には自己所有の土地家屋の近辺を確認する前提で縦覧をいただいております、そうでなかった場合につきましては、様々な観点からこれが本来の制度の趣旨から逸脱していないかどうかを確認する必要がありますので、これは我々の職務として、そのように対応させていただいているということでもあります。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 高浜市としては、近辺の土地しか縦覧させない。どこにそれが明記されているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） これは、運用の中で、濫用されないためには、例えば路線価が全然違うところの土地、例えばですよ、友達の家の評価額が知りたいと。私の家の参考にすると言ったときに、友達の家の評価額が知りたいという趣旨であれば濫用に当たるわけですので、そういったことも含めて、こちらの側で対応したということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 近辺、これ近辺というのは何メートル範囲とか、どういうふうに決められているんですか。近辺って全然分からないんですけれども、どういうふうに決められているんですか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 一般的には、やはり自分の土地の価格だとかが適正か適正じゃないかを調べるときに、全然違う町の遠く離れたところのそういうことを普通しないと思います。やはり、近隣であったり道路沿い、道路の向かい側であったりというようなことの中で対応していくと思いますので、我々はそういった趣旨の中、内容をお聞きしながら縦覧に供しているということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 路線価と土地の形で固定資産税の土地の評価って変わるんですよね。だったら、路線価が同じであれば、近辺じゃなくても、それは見ていいんじゃないですか。土地の形が同じであれば、同じような土地であれば、見てもいいじゃないですか。違いますか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 今、部長が申し上げましたとおり、土地の評価につきましては、路線価

も確かに評価額を算定するのに関係してまいります、路線価だけではなく、標準宅地というものも評価をするときの参考となりますので、路線価や標準宅地を基に評価額を算定するものとなります。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 昭和60年12月26日に津地方裁判所によって、この件については、これ、原告敗訴しているんですけれども、この中で、合理的に必要と認められる限度において、他人所有の固定資産に関する部分も含むと解するのが妥当であるということで、固定資産税の縦覧をさせない、この人は制限されちゃったんですけれども、制限も違法だということを言っているんですよ、裁判所は。ですので、私はこれは完全に違法行為をされていると、私は考えます。もしこれ、全然違うってこのまま言われるのであれば、私も次のことを考えたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まずもって、土地や家屋の評価額というのが、地方税法第22条秘密漏洩に関する罪に規定する秘密に該当するものであります。それほど重要な情報でございます。ですので、どこの土地でも勝手に見せるというものではございません。自分の土地家屋と比較するというのが大前提でございますので、個々のやり取りをこの場では申し上げませんが、そのときのやり取りをくんでいただければ分かるのではないかというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いや、私はそのときのやり取りからいろいろ判例とかを調べて、はっきり言って違法行為だということが、私は判明しましたので、今回の質問をいたしました。全く市としては違法ではないという今の御答弁だったと思いますので、見解の違いかと思いますが、私、これ次の段階、調査してまいりたいと思います、引き続き。

美術館駐車場、第3駐車場の契約についてお聞きしていきます。

令和4年9月定例会、9月6日の一般質問において、美術館第3駐車場について質問を行いました。美術館第3駐車場は、美術館の駐車場という目的で借りたにもかかわらず、民間の企業である高浜市総合サービスがオニハウスを設置し、オニハウスを観光協会に有償で貸し付けていたことが分かりました。よって、この土地は目的外使用をしていたことから、この土地の借地契約は不適切であったと言えます。また、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となっていたことから、是正を求めました。その後の契約及び課税について、どのようになったのか御答弁ください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館第3駐車場、今年度からかわら美術館・図書館第3駐車場となっておりますけれども、現在の契約、今年度の契約といたしましては、かわら美術館・図書館の駐車場として使用するというので、既にオニハウスのほうは撤去がされております。

す。それから、一部、観光協会のほうが周辺整備ということで使用されておりますけれども、その部分については地主の方の承諾をいただいて使っているというような状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 固定資産税の課税につきましては、個々の土地の固定資産税が課税であるか、非課税であるかにつきましては、市職員が職務上知り得た秘密であるとともに、地方税法徴収等に関する事務に関して知り得た私人の秘密でございますので、お答えすることはできません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今年度の契約について、今、文スポのリーダーがおっしゃいましたけれども、昨年度の契約を結び直してないんですか。どうなんですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 昨年度の契約というのは、特に変更とかは行っておりません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 即座に契約変更をすべきだったんじゃないですか。この件について、令和4年12月28日に住民監査請求が提出されております。それによると、令和5年1月18日に課税、納税通知書を所有者へ送付。1月20日に納付。私は9月に、非課税となっていることは地方税法上誤りであることを指摘したにもかかわらず、年を越した1月にやっと課税措置がなされております。4か月以上かかっております。12月末に監査請求が提出され、慌てて課税したとしか思えません。なぜ課税まで4か月もかかったんですか。これも個人情報だから言わないということですか。それならそれで、簡潔にお答えください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） すいません、今、議員がおっしゃられたとおり、市職員が職務上知り得た秘密であるとともに、地方税の徴収等に関する事務に関して知り得た私人の秘密であるため、お伝えすることはできません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 監査請求の結果については公表するはずですよ。これでもホームページに、なぜかこの件だけ公表されていないんですよ。その前の第222条の監査請求まで公表されているんですけども、この件について公表されていない。何で公表されていないんですか。今、担当者がいないからいいですけども、公表してください。

それから、監査委員の意見として、今後固定資産税等の非課税措置の適用については、事務担当グループの連携を図るとともに、実地調査を行うなど固定資産税の使用状況を把握し、適正な課税事務の執行に努められたいとなっております。実地調査、行われたんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） この件にかかわらず、必要に応じて我々がその範囲内で順次調査をしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 順次調査をしておる。今回の美術館駐車場はたまたま非課税となっていることが分かったんですが、ほかに課税漏れになっているところはありませんでしたか。どうですか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） ありません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今後は、私のほうも調査してまいりたいと思います。なかったということですね。

ごみ処理の民間委託についてお聞きしてまいります。

資源循環事業等の検討に関する連携協定の締結について、さきの全員協議会で報告がございました。報告資料を見ますと、連携協定は碧南市と中電で締結されたこと。今後、クリーンセンター衣浦に代わる地域で発生するバイオマスの最大限の活用を目的とするごみ焼却施設の建設及び運営に関すること。バイオマスにより発電した再生可能エネルギーの市内公共施設への供給などによる地産地消に関することとなっております。この締結について、いつ誰より誰に報告があったのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） こちらのほうの協定のお話の時期等の御質問でございますが、碧南市のほうから協定締結に向けた正式な話は5月でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 答弁漏れですよ。5月いつで、碧南市の誰から誰に報告があったのかと聞いているので、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 5月に碧南市のほうが副市長をはじめ関係部署の方が来庁され、報告のほうがございました。当市のほうも、市長、副市長をはじめ関係部局のほうで対応のほうをさせていただきました。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 報告を受けて、市長、どのようにお答えになったんですか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 検討については、御理解をさせていただきますということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すいません。今のお答え、全然ちょっと意味がよく私、分からなかったんですけれども、検討については理解をした。ちょっとこれ、よく意味が理解できませんでしたので、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 連携協定の中身に、連携して検討していくということが書かれておりますので、本市としては、連携して検討していくことに理解をしますよということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 6月8日の高浜市議会全員協議会において、私の質問に対し、市民部長は今回の締結は、碧南市と中電の協定の締結であって、我々はその内容は関係ないということで提示したとお答えになっておりました。また、市長は、協定の中身についてしっかり把握していないというお話がありました。しかし、議長は、今後関係あるだろうということで、報告してもらったと発言しております。高浜市としては、碧南市と中電との締結は関係ないということなんでしょうか。それでいいんですね、そういうふうに部長も答えているしということ。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 関係ないと、そのとき一言で言いましたが、ちょっと改めて言わせてもらいますが、全員協議会におきまして、倉田議員から締結された協定書をなぜ議会へこの場で提示しないのだという旨の御質問をいただいたように記憶しております。これは、あくまでも、私は碧南市と中部電力が締結した協定でありますので、本市は関係ないという答弁をさせていただきました。この協定の内容が関係あるかどうかにつきましては、その前段の説明において、クリーンセンター衣浦は碧南市と本市で構成する衣浦衛生組合が運営しており、今後選択肢の一つとして一緒に検討していくというような旨を説明しております。

こうしたことから、なぜ協定締結の当事者でもない高浜市が碧南市と中部電力が締結された協定を高浜市議会へ提示する必要があるのか。そういう協定の当事者ではないという意味で、関係ないという一言で答弁させていただいたものでございます。たしか、倉田議員そのときに、びっくりし過ぎて言葉が続かないというような趣旨をおっしゃいましたが、私は、この協定内容を出すというふうに質問されたことがびっくりしました。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 碧南市経済環境部長が、碧南市の、うちは全員協議会といいますけれども、全員協議会じゃなくて、碧南市は市議会協議会ですかね。こちらでおっしゃっていたのが、高浜市、碧南市、衣浦衛生組合、中電の4者での、この締結を基に4者での協議をしていくと言っていたんですよ。高浜市は協議には積極的に加わらないということですか、今の部長の答弁でいけば。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 全員協議会の前段の説明で、今後の選択肢の一つとして、これまでの方針と変わりなく、必要に応じて碧南市と連携をしながら検討を進めていくと言ったことが、なぜ高浜市が協議に加わらないなんていうことになるのかが、私には分かりません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ということは、今の部長の答弁でいくと、連携してやっていくけれども、今回は中電と碧南が締結したことだから、関係ない。何かちょっとよく分からないんですけども、ということは、中電と碧南市が締結して協議を進めていく。そこで決まったことに高浜市が乗るんだよというふうに、今の答弁だと聞こえるんですよね。本来であれば、これ、碧南市、高浜市、衛生組合、中電の4者で締結すべき協定じゃないんですか。これ、おかしいですよね。違いますか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） この協定は、碧南市と中部電力の関係の中で、カーボンニュートラルを推進していくというような締結と私どもはお聞きしております。ですので、その中でクリーンセンター衣浦に代わるということがありましたものですから、そのことについては、我々も一緒になって検討していくということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 全く意味がよく分かりません。カーボンニュートラルに対することをやっていく。やっていくと言いながら、これすごいですよね。提案内容については、カーボンニュートラルに向けた資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用によるとありますよ。その提案の内容は、焼却する廃棄物とか、ごみ焼却及びメタン発酵の複合システムとか、明らかにクリーンセンターの建て替えですよ、これ。違いますか。これ、全然ちょっと理解できないんですけども、じゃ、クリーンセンターの建て替えについてはどうなんですか。カーボンニュートラルに対すると今おっしゃいましたけれども、カーボンニュートラルは確かに中電と碧南市、やっていかなければいけませんよ。やっていかなければいけないけれども、今回は、ごみ焼却施設の建設及び運営について、次に掲げる提案があったというふうに碧南市の資料を見ると書いてありますよ。高浜市の資料は何も書いていないけれども、碧南市の資料を見たらそうやって書いてありますよ。ということは、クリーンセンター建て替えのことですよ、これは。であれば、高浜市が入らないとおかしいですよね。どうなんですか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 高浜市が入らなければおかしいというのは、あくまでもクリーンセンター衣浦が今後どうするかという選択肢の一つとして検討し始めるんですよ、今から。それについて、我々は協定を結ばなくても、もちろんその中身については、一緒に連携して検討をしてい

くというふうに申し上げておるわけですから、協定の締結があるとかないとかにかかわらず、協議には参加していくということの中で御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ちょっと私、本当に、今おっしゃることも理解できないんですけども、今まで、じゃ、碧南市と一緒に衛生組合で運営してきたんですね。今、選択肢の一つとおっしゃいました。では、高浜市は今後、碧南市と一緒に運営する以外の高浜市独自としての選択肢もあり得るということでしょうか。ここお答えください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） クリーンセンター衣浦に代わるごみ焼却施設について、一緒に検討していくというんですから、高浜市として、単独でやっていくなんていう考えはあり得ません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） だから、一緒にやるんだったら締結に入るべきでしょうって、私はこの間言っているんですけども。

次、全然意見が合致しませんので、衣浦東部ごみ処理広域化計画によると、2039年度までの現施設延命化に向けての検討を行うと、これ明記されているんですけども、この計画自体どうなりますか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 今、議員がおっしゃられた計画の位置づけはございます。この計画の位置づけ等も踏まえて、今後碧南市と連携しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） この計画によると、碧南市、安城市、高浜地区については、本計画中の実施は難しいものの、将来的には焼却処理施設及び破碎処理施設の広域的な整備を目指すとなっておりますが、中電との締結について、安城市にはいつ誰が誰に話をしたのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 何度も繰り返しますが、なぜ高浜市が安城市に向けて、この協定の内容についてお話をしていく立場にあるんですか。全く関係ないと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いや、全く関係ないことはないですよ。もう2038年度までの衣浦東部ごみ処理広域化計画をつくっているんですよ。つくっていて、方針が示されていて、安城と将来的には一緒にやっていきますよというふうに計画があるのに、今後やっていきますよといった相手に対して関係ないはないですよ。安城市には、じゃ、言っていないんですか、この計画について。どうなんですか、市長。市長、どうですか。市長、聞きたい。市長に聞きたいです。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 組合の中身のことだとか、それから協定を他市に、碧南市が協定を結んだものを私どもが何で他市に話をするというところに関係していくんですか。それは難しい話ですよ。よその協定に私がしゃしゃり出て、どこに話をしましたか、いつやりましたかなんてことは。お答えする立場にないと思いますけれども。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 他市に言うのはって、もう3市で将来やりますって計画を立てているのであれば、高浜市としては、碧南市さん、これ安城市さんに言っていますよねっていうふうに聞くんじゃないですか、聞いていないんですか、どうなんですか、これ。お聞きしたいです。将来やっていくと言っている相手に対して、碧南市と中電が締結を結んだわけですよ。普通聞きますよね。安城市さんにこれ話をしていますか。今までの計画と大幅に変わる可能性があるのに、話をしていますって、これ、安城市の立場だったら怒りますよ。今までこうやって一緒にやると言っていたのに、何でそこで、締結されて、それが知らされていないのってなりますよね。そこを確認すべきじゃないですか、高浜市としては。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） これ、何度も言いますけれども、クリーンセンター衣浦が長寿命化するかもしれませんよ、選択肢の一つですから。選択肢の一つとして検討していくというだけの話ですから、安城市さんと一緒にならないことが決まったわけでも何でもありませんし、政策的な決定なんて全くありませんよ、この中に。ですので、これから検討していくということに対して、なぜそれほどおっしゃるのかが、ちょっと理解できません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いやいや、もう計画で1回決めているんだから、これから検討していきますよということだって、お伝えするのが、それは私は当たり前だと思いますよ。お伝えもしないのに、いやいや、こういうやり方で中電さんから提案があったから、受けておきます。私はあり得ないと思います。

今回、民設民営でやるという提案なんですけれども、中電のほうが。公設公営がいいのか、民設民営がいいのか、それともどこかにごみの処理をどこかの自治体のクリーンセンターに委託をするのか、それとも、中電からの提案を全面的に受け入れるのか、それを検討するのが自治体の役割ですけれども、今、選択肢の一つとして中電を入れて検討すると言ったんですよ。本来であれば、全部提案が出てきて、それに対して自治体が、じゃ、どれが自治体としていいのかというのを研究し、選択して市民の声を聞くというのが、私は自治体の役割だと思うんですけども、それを選択肢の一つとして、この間の説明だと白紙から決めると言っていたんですけれども、これってはっきり言って、高浜市では、プレスリリースというペラ1枚ですけれども、この碧南市

の市議会協議会の資料を見ますと、もう中電ありきだなんて私は思ったんですよ。もうほとんどすごい決まっていますよ。1日に廃棄物140トン、産業廃棄物60トンの混合処理が可能とか、それから、ごみ処理にメタン発酵を組み合わせることにより、1日200トンの処理量のうち、56トン分をメタン発酵処理をすることが可能。もう言っていますよ。これ、見ると本当に、中電での民設民営ありきで、白紙から一緒に検討すると言っている。これ中電との癒着や談合ですよ。私はそう思いますけれども、高浜市の見解としてはどうですか、市長。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 非常に、癒着だとか談合だとか、そういうふうにおっしゃるといのは、非常に何かそういったことがあって、こういう場でそういうことをおっしゃるのかよく分かりませんが、いわゆる国の事業もそうですし、県の事業もそうです。いろんな形で、いわゆる公共が持っているノウハウだけではできない部分は民間の活力を使うという、いろんなプロセスの中でそういったことは日常的に行われていますよね。先ほど来、ずっと市民部長が御答弁しておりますのも、きちんとそういったプロセスを踏んでいくために、碧南市は協定をされました。私どもも、そのスタートラインに立って協議をしていこうじゃないかというお話を今しておるわけですので、何も決まっておるからとか、決まっていないとかという話じゃないですよ。選択肢のだから一つなんだということをおっしゃるので、ぜひ、そこら辺は御理解をいただかないと困ります。

〔発言する者あり〕

○議長（杉浦康憲） 傍聴人の方に伝えます。静粛にお願いいたします。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 選択肢の一つはいいんですよ。バイオマスとかメタン発酵、今、全国に見ればいろんなところでやっていますよ。いろんな技術がありますよ。その中の選択肢として中電を入れることは、それはやぶさかではないし、それは別に入札なり何なりしていただければいいですよ。でも、白紙から中電を入れて検討するという、これは、癒着や談合と私は考えるんですね。これって、地方自治法に違反する部分はありませんか。違反していないと言い切れますか。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 先ほども言っていますけれども、中電さんと碧南市さんが協定を結ばれておるのは、資源循環事業に関する検討に対しての協定というふうになっているんですよ。クリーンセンターだけの話じゃないですよ。ゼロカーボンシティを目指して、碧南市として、パートナーとしてまず中電を選ばれて、その中の一部にクリーンセンターのごみ処理の部分も提案をしていきたいという意向があって、それを碧南市は受け入れていこうという話なんですよ。ゼロカーボンシティを宣言するということが書いていないですか。そういうところを読まずに、クリー

ンセンターの話だけを今おっしゃって、癒着だの、そこの1社に決めたからって、それは少し碧南市さんにとっても失礼じゃないですか。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） そうですよ。ゼロカーボンシティの実現に向けて書いてありますよ。ゼロカーボンシティの実現に向けて、今回のクリーンセンターの件を出しているんですよ。じゃ、今回の協定に関して、クリーンセンターの建設、その後の運営、それ以外のものが、じゃ、ここに載っていますか。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） はっきり申し上げておきますけれども、ここ碧南市議会でありませぬし、衣浦衛生組合の議会でもないんですよ。我々、お答えをできる部分は考えながらお答えしていますけれども、我々が答えるべきでない部分が入っていますので、よくお考えになって質問してください。

〔発言する者あり〕

○議長（杉浦康憲） 傍聴人の方、すいません、ストップ。倉田議員……

〔「じゃ、時計を止めてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） まだすいません、倉田議員。倉田議員、静かにしてください。

傍聴人の方、先ほども御注意しましたけれども、静粛にお願いします。お願いいたします。入られるときに規則を読まれたと思います。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すいません、今、1分足してください。今、時計が動いていましたので、1分足してください。

今まで、衣浦東部ごみ処理広域化計画をつくってきたんですよ。つくってきて、知立と刈谷、安城と碧南と高浜でやっていくという計画をつくっていながら、他市のことだから関係ないとか、安城市と今後こうすると計画をつくっておきながら、安城市に言っているか言っていないかは、そんなことは関係ないとか、あまりにもこれひどくないですか。どうですか。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 関係ないというか、ここで私どもがお答えする立場にないということをおっしゃっているんですよ。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 答える立場にあります。そうでなければ、これからのごみ処理、生活に深く関わることです。そして、何百億円という金額がかかっていくことです。これ本当に不思議ですよ。1日200トンの処理量、碧南市では200億円の建設をすると言っていました。今後、西尾市では500億円でクリーンセンターを建て替えると言っているんですよ。これ、バイオマス発

電とかメタン発酵がなくてですよ。もう私、あり得ない話だと思いました、この提案も。200トンで200億円なんてできるわけないんですよ。本当に、何でもかきと碧南や安城と話し合えないのかなというところなんです。しっかり話し合ってください。

次の質問にいきます。

旧図書館駐車場工作物等解体撤去費用についてお聞きしてまいります。

図書館の機能移転により、旧図書館の駐車場が不要になります。旧図書館駐車場に設置されている旧相撲場と駐車場のすき取り費用として、今年度予算として1,058万7,000円が計上されております。予算特別委員会において説明を受けましたが、いまだ不明な点が多く、またこの撤去費用をなぜ市が行わなければならないのか。その理由について確認するため、今までお聞きしたことも含めて、1つずつお聞きしてまいります。

まず、旧相撲場は昭和58年に寄附により設置されたということですが、どこからの寄附でしょうか。それから、寄附採納申出書、これは残っていないのでしょうか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 昭和58年に寄附をいただいたということで、高浜ライオンズクラブ様から寄附をいただいたというふうに認識をしております。寄附の採納の書類ですけれども、そちらは現在ございません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 財産台帳に記載はございますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 建物というような扱いにはなっておりませんので、財産台帳というようなものもございません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 財産台帳に記載がない。では、寄附を受けた当時の土地の所有者についてお聞きします。もしくは、借りていれば土地の所有者及び借主について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 土地の所有者につきましては、春日神社様でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 当時、春日神社の所有者の土地の上に、市が寄附を受けて設立したと。市の土地でもないし、市が借りている土地でもない上に、市が寄附を受けたものを、工作物を建てたということによろしいでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 一般的に、他人の土地に勝手に市の所有物を建てるということではございませんので、地主の方の了解もいただいて設置されているものであると理解をしております。

ます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今おっしゃるように、地主の了解を得るべきですよ。じゃ、それが分かる書類は残っていますか。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） すいません、先ほどの答弁は少しそごがあるかもしれませんが、あくまでも、先ほど申し上げましたように、ライオンズクラブからこちら、市は寄附を受けたものですので、その土地に建てたのは、まずライオンズクラブさんが建てて、その上で、市が寄附を受けたということですので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ライオンズさんが建てた。だけれども、春日神社の土地だから、市の土地でもないし、市が借りた土地でもないけれども、ライオンズさんが建てたものを市が寄附を受けた。先ほどの答弁、ないですか。当時の地主の了解を得ていることが分かる書類のことですか。ライオンズクラブさんから寄附を受けたときに、市の土地でもないし、市が借りている土地でもないですけども、いいですかというのを分かるような書類が残っていますか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かれこれ40年ぐらい前の話でございますので、当時交わした契約書というものの自体はございませんけれども、先ほど申し上げたように、他人の土地のところに勝手に工作物があるというような状態は一般的にありませんので、当時は何らかの契約書というものがあつたであろうというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） あつたであろう。じゃ、なぜ市の土地でもなく、市が借りていない土地に設置されている相撲場を寄附を受けることができたのか。法的根拠を教えてください。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） その当時、土地自体は市のほうが借りておまして、市が借りていた土地に工作物という形で、ライオンズクラブさんが相撲場を建てたと。その中で、引き続き相撲場としての活用という意図もございましたでしょうから、市が借りている土地に建てられた相撲場を市が寄附を受けたということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 情報公開により、春日神社と市との借地契約は確認できなかったんですけども、何で確認できたんですか、これ。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど申し上げたことと繰り返しになりますけれども、ほかの

方の土地の上に勝手に工作物があるという状況は一般的にはないというところと、それから過去の議会の議事録の中でも、市が借りていたといったような記載のほうも確認しております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 借りていたと言ったけれども、財産台帳も載っていないし、寄附採納申出書もないと。あまりにもずさんですね。それから、情報公開により入手した資料によりますと、昭和58年10月26日に市が寄附を受けたと主張する旧相撲場を市民相撲場として高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例に追加されております。しかし、現在の条例にはこれありません。いつの時期にこの条例から市民相撲場は削除されたのか、時期とその理由について御説明お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市民相撲場の廃止の時期でございますけれども、平成10年3月において条例改正を行いまして、市民相撲場のほうを廃止しております。市民相撲場の利用がなくなってきたからということが廃止の理由でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 春日神社と、現在図書館流通センターがこの土地について賃借契約を交わしているということですが、それはいつ行われたのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 図書館に指定管理者制度が導入されましたのが平成21年度からということで、以降、期を重ねながら継続してきておりますけれども、指定管理者のほうに運営が移行して以来、ここの借地の契約については、指定管理者と地主の方が行われてきているというふうに認識しております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 流通センターの借地契約書も私は情報公開しましたが、市は持っていないということだったんですけれども、ということは、今回利用しなくなって相撲場を撤去するというのは流通センターと春日神社はどのような契約を交わしているかというのは確認していないということではよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） あくまでも、指定管理者と地主の方の契約、指定管理者の方は、その図書館の運営をしている間、建物と一体で管理運営をしていくに当たって、そういう借地の管理をしてきたというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） じゃ、だから、私が聞いているのは、春日神社と図書館流通センターの契約書を私、情報公開請求したけれども、出てこなかったんですけれども、確認していないんです

よね。いるんですか、いないんですか、どちらでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市としては、契約書は保有しておりませんが、毎年度の年度報告の中でそういった契約をされているということがうかがえる記載のほうはございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 当時は、高浜市が借りた土地の上に相撲場が建っていたんだけど、今は民間の企業が借りている土地の上に建っていて、高浜市の土地でもないし、高浜市が契約した土地でもない。ということは、現時点で財産台帳も何もないわけですから、旧相撲場の所有者は明らかでないんですよね。そうなった場合、民法上では市が撤去しなければならないということにはならないと思うんですけども、市の所有であるとする法的な根拠をお示してください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど申し上げたことと繰り返しになりますけれども、旧相撲場の御寄附をいただいて運営してきて廃止をされましたが、その後、工作物としてはずっと残り続けてきております。その後、指定管理者に運営が移行するに当たって、借地料の契約というところは指定管理の業務のほうに入っておりますけれども、それを市のほうが指定管理者を募集するときにそういう定めをして運営をされてきたということでございます。指定管理期間は、もう今満了になっております。そういった経緯のところから、相撲場というのは、当然市の所有物であり、市が撤去する必要があるというふうに認識をしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 民法上では、もう市が契約していないです。その土地の上のものを後から撤去できるということは、私は民法上できないと思うので、なぜできるのかという法的な根拠をお聞きしているんですけども、法的な根拠はないということではよろしいでしょうか。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） あくまでも、市が所有権、いわゆる寄附を受けているという事実はございますので、寄附を受けているという事実に基づいて、その土地に建っている、じゃ、地主さんにとってはそれは所有者が市であるということが分かっている中で、それを撤去しないという話はないかなと思っておりますので、寄附を受けているという事実に基づいて撤去をしていくというものでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 寄附を受けています。それはいいですよ。寄附を受けた事実はいいんですけども、じゃ、その後所有者がどうなったかという書類が全くないんですよね。全くない中、市は借地契約も手放したんですよ。だから、私は市が撤去しなければならないということにはならないですよということをおっしゃっているんですよ。それから、今回、土地のすき取りの金額

も検証されておりますが、すき取りを税金を使って工事を行うという根拠を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） すき取りに関しては、土地を利用するに当たって、使ってきた中で手を入れた部分があれば、それは撤去していく必要があるということで、そういったすき取りの費用のほうを計上しております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） シャモット、これ、すき取りのためのシャモットだと思うんですけども、これは誰がいつ入れたんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） シャモットですけれども、市が入れてきた場合もあれば、指定管理者のほうが入れてきたというケースもございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 指定管理者が入れたものも、市が今回はすき取るということですね。1,058万円の内訳を御説明ください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、今工作物等撤去工事の内容については、まだ細かいところを精査しているところでございますので、それを御理解いただきたいと思います。

すいません、工作物の内訳ということでございますけれども、今申し上げたとおり、まだ中身精査中というか、入札の前でございますので、今現在、内訳については差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） その相撲場で、ここお祭りの際に、神社の神事が行われているというふうにお聞きしたんですけれども、そのあたりどうなんでしょうか、市としては。把握されてますか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） そこについては、現在は分かりかねます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 神事で使う場所を市が提供するという事は、市の建物って言っていますよね、所有物と言っている。憲法20条における政教分離に反すると考えます。この点からも、税金を使って宗教団体が利用している工作物を市が管理したり、取り壊したりすることは、法的にも問題があると思うんですけれども、そのあたりの見解を御説明ください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 反問権をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 反問権を認めます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） まず、副市長。

〔「動議、動議です、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） まず、副市長、どうぞ。

○副市長（深谷直弘） 今、図書館のところの土地、駐車場の話の中で、神事が行われているところをと言って、今ずっと質問されましたけれども、先ほども倉田議員、いろんな部分で、いつ何時、誰が決めたんだというようなことをおっしゃっていますので、その辺を事実として、いつどういうふうな使われ方で、どのようにというのを詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すいません、私、動議を出していますので、動議が先です。それから動議が……

○議長（杉浦康憲） 倉田議員の一般質問中ですので、別に動議を出す必要がないと思います。質問を手を挙げて言えば、もちろん与えます。

〔「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） はい。

○13番（倉田利奈） 副市長の反問権が反問権であるかどうかを聞いてから、反問権を許すかどうかを決めてください。今のは反問権ですか。

○議長（杉浦康憲） 私にですか。

○13番（倉田利奈） そうです。

○議長（杉浦康憲） 反問権だと認めます。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今のは反問権ではございません。質問です。完全なる質問です。反問権ではございません。反問権というのは、私の質問がどういう趣旨なのか、質問の内容が分からないから、もう一度質問のことについて聞くのが反問権ですので、きちんと高浜市議会会議規則をお読みいただきたいと思います。

私は、神事が行われているかどうか、何月何日にどう行われているのか、それを私はお聞きしました。そうしたら、市は把握していない。把握していないとしても、これは宗教団体が利用していた場合は、法的に問題があるけれども、どうなんですかということを知っているんですよ。そういうふうに知っているんですから、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私ども、そういった事実のところを認知しておりませんので、その辺についてはお答えすることはできかねます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、もし使っていた場合はどうなんですかということを聞いているんですけども、市としての見解をお聞きしているんですけども、どうなんですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） その点をはっきり分からない中で、仮定の話についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） じゃ、図書館の機能移転についてお伺いしていきます。

機能移転先の美術館について、まずお聞きしていきます。昨日、黒川議員がいろいろお聞きしておりましたが、ちょっとあまり、専門的な質問が多くて分かりづらかったと思いますが、まず、美術館のほうを聞いていくんですよ。美術館の図書館。現在、建築基準法に適合しておりますでしょうか。違法なところがあれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 現在というのは、今この瞬間という意味なのか、そのように合う手続をしてきたのかという意味かと思いますが、今、美術館・図書館を運営していくにしたがって、それに見合う手続をきちんとしているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今の、今ですよ、今です。今どうなのかということを聞いています。バリアフリー法や消防法にも適合しているかどうかを、今検討し進めているという理解でよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） バリアフリー法については、それが適合するように今工事をしているということは、これまでも説明してきたところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 美術館のトイレの改修について、昨日の黒川議員の質問で、現在設計の段階とお聞きしたんですけども、これ、いつ工事が終了するのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まだ、7月中に設計が上がってくるという予定でございますので、その後、工事の予算のほうを予算化していくということです。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ということは、7月22日のオープンには間に合わないということですね。どうですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、トイレ改修というのは多目的トイレにオストメイト設備を設置することについてでございますけれども、こちらについては、オープンよりも後ということになります。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今適合していない箇所がある。バリアフリー法、消防法、建築基準法。適合していない箇所があるという理解でよろしいでしょうか、現在では。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 過去の議会の中でもお答えしてまいりましたが、用途変更する中で、今回用途に合うようにということで、審査機関のほうからバリアフリー法の適合等指摘されております。その指摘されたことを今工事等を進めているということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） そうですね。今、バリアフリー法とかすごく指摘されていますよね。この美術館・図書館の設置と管理に関する条例、これ読んでいただくとよく分かりますけれども、4月1日施行とすると書かれているんですよ。ということは、現在、バリアフリー法に関しては、違法状態ということですよ。4月1日からもう、この美術館・図書館、条例施行されているんですよ。施行されているのに、いまだに本も入っていないし、工事も終わっていない。オープンは7月22日ですって言うてますよね。ということは、現在違法状態じゃないですか、どうなんですか、市長。どうですか。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） こちら、県との手続を進めていく中で、今工事をこのように進めている段階で供用開始をしていることについては、特に支障がないということで伺っております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 支障がない。支障があるかないかではなくて、違法状態かどうかというのを聞いているんですが。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 違法な取扱いにはなっていないという認識でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 違法という状態ではない。どこの誰が言ったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私どもとしては、そういった分からない点については、西三河建設事務所あるいは愛知県のほうに、本庁のほうに聞きながら、事務のほうを進めております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） だから、違法ではないと言ったのは、どこの誰ですかというのを聞いているので。進めているのは分かりますけれども、どこの誰かお答えくださいよ。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今申し上げたとおり、愛知県の本庁と西三河建設事務所に確認をしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、いきいき広場についてお聞きしてまいります。

いきいき広場に入っている設置条例を定めている施設及び民間施設及び指定管理者を定めている施設及び社会福祉協議会などの公共的団体について、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） いきいき広場の用途ですけれども、事務室、あと診療所、保育施設となっております。診療所につきましては患者の収容がない施設で、市が運営をしております。保育施設のほうも200平米未満で特に問題がない事務室と同じ扱いの施設です。あと、指定管理が入っている施設につきましては、いきいき広場の中にはないと思っています。あと、公共的施設は社会福祉協議会と、あとショールームがありますので、そこを運営している団体だと思います。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） いきいき広場の中に図書・情報スペースがございますけれども、そこの中の運営のほうは、指定管理者のほうで運営してございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、地域福祉グループリーダーがおっしゃったのは、用途変更で事務室、診療所、保育施設になっているんですか。確認したいんですけれども、これ建築確認申請で用途変更をされているんですか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 今現在は、事務室、診療所、保育施設となっております、用途変更が必要となっているものはありません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いや、おかしいですね。私、情報開示請求をしたけれども、診療所や保育施設なんて、今まで一言も出てきていないですよ。これ、じゃ、いつ用途変更をされたんですか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 診療所と保育施設につきましては、事務室と同等の扱いですので、用途変更が必要がない施設となっております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈）　ということは、私に渡した資料と、今答弁が違うんですけれども、これ、じゃ、違う資料を私に開示請求で出したということですか、私の資料でいくと、用途は共同住宅、専門学校、事務所、店舗、駐車場なんですけれども。これとは別にあるということですか、用途変更。

○議長（杉浦康憲）　地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂）　申し訳ありません。事務所の中に全部入っておりますので、今の共同住宅、事務所、店舗、駐車場で合っております。

○議長（杉浦康憲）　13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈）　今回、図書館機能移転に当たり、いきいき広場の用途を事務所というふうに高浜市は判断しているんですけれども、これは誰が判断したんですか。

○議長（杉浦康憲）　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　昨日の答弁の中でも触れましたけれども、審査機関等にも相談しながら、市として決めていったということでございます。

○議長（杉浦康憲）　13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈）　市として決めたというのは、文化スポーツグループリーダーが決めたということですか。誰が決めたんですか。

○議長（杉浦康憲）　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　用途変更の手續、意思形成をしている、その過程の中で、そういった判断をしていったということでございます。

○議長（杉浦康憲）　13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈）　川角設計さん、事務所でいって言いましたか。

○議長（杉浦康憲）　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　用途変更の手續というのは、市として行っていくということでございますので、私どもとしては、助言等をいただきながら、市として決めていったということでございます。

○議長（杉浦康憲）　13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈）　建築主事が高浜市はいらっしゃらないと思うんですけれども、なぜ事務所とそこで、専門家がないのに判断できるか分からないんですけれども、なぜそこで判断できるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲）　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　先ほども申し上げましたけれども、あと、昨日の答弁の中でも申し上げましたけれども、例えば審査機関に相談をする、あるいは庁内の中でもそういった専門の職員がおりますので、そういった職員にも聞きながらということで、用途変更の手續きを行っ

てきたものでございます。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、残りあと3分ほどになります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 何を細かいことを言っているんだと言われるかもしれませんが、これ非常に大事なんです。用途変更というのは、建物の使い方を変えるんですね。例えば、事務所であれば、事務所は常に同じ人、特定の人があるから、まだいろんな法律について緩いですね。ところが、今回図書館になります。ましてや保育園があります。これ、不特定多数の人が入るんです。不特定多数の人がどれくらい入るか分からないという施設では、消防法もそれから建築基準法も厳しいです。それから、現在バリアフリー法や人にやさしい街づくり条例など、様々な条例をクリアしていかなければ、市民が安心・安全に使える施設ではないんです。そのために、やはり人の命を守る、災害があったり火事が起こったり地震があったときに、煙がほかの用途、ほかの施設に複合施設であれば行かないように、垂れ壁とかを造るとか、防災の壁を造るとか、防災の扉を造るとか、人の命を守るために大事なことです。それを、4月1日からの施行の条例に上がっているものがいまだにできていない。そして、バリアフリー法、これ、オープンのとくにできていなければ、バリアフリー法ってこれ違法行為ですよ。罰則がありますよ。それから、異種用途区画、これ建築基準法施行令第112条第18項に規定されていますよ。この規定に違反した場合、建築基準法第98条により、3年以下の懲役または300万円以下の罰金となるということまで私は調べて、これびっくりしましたよ。でもそうですよね。市民の命を守るためですよ。そのために大事なことです。それができていないということなんですけれども、どうですか、市長、今の状況。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） ですので、私どももそういうことに漏れないように、県など様々な機関に相談をさせて進めてきたということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（杉浦康憲） 時間となりましたので、これにて一般質問を打ち切ります。

以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は、1人1問、5分以内とします。

なお、関連質問ですので簡潔にお願いいたします。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 昨日の神谷直子議員の件について質問したいと思います。

地域福祉計画なんですけれども、これ、どちらのコンサルティング会社が作成し、幾ら経費としてかかったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 委託業者は株式会社エデュケーションで、金額は383万5,700円です。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

11番、鈴木勝彦議員。

○11番（鈴木勝彦） 昨日の6番、今原ゆかり議員の質問の中のAEDの重要性についてという質問に対して、関連質問をさせていただきます。

AEDの重要性というのは、昨日の答弁の中で十分理解をしておりますし、私の経験の中にも必要性に十分理解をしているつもりであります。しかしながら、AEDが届くまで、あるいは救急車が到達するまでの前段階で、心肺蘇生、応急手当というのが非常に重要な行為になるかと思えますけれども、これと連携してAEDの連携、こういうことを今後進めていくべきだというような考え方から、行政の皆さん方の市の中でのこういう蘇生、応急手当の活動実績、あるいは今後の取組について。あるいは、教育委員会においても小・中でどういう取組が行われているのか。また、今後の取組についてのお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思いますし、また、幼保の先生方にもこういう蘇生法の伝達といいますか、手法を勉強していただいて、子供の安全に努めるということも大事な事かなと思っております。あるいは、スポーツ協会のスポーツの団体においてでも、日頃、熱中症等々で救急車で搬送というようなことも伺っておりますし、私も体験しております。こういった皆さん方のそれぞれの団体の中で、あるいはそれぞれの組織の中で、蘇生法、応急手当に関して、これまでの取組と今後の取組についてのお考えがあれば、教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

特に、高浜市内には応急手当ボランティアの会の皆さん方にも大変お世話になっていると伺っておりますので、その人たちとの連携も非常に必要なことだろうと思っておりますので、以上の質問にお答えいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） 御質問ありがとうございます。

まさに、議員御指摘のとおり、まず、AEDの関係につきましては、AEDの講習、これ衣浦東部広域消防局が行っているAEDの講習の中には、心肺蘇生法、この中には気道確保、人口呼吸、胸骨圧迫と、AEDを使う以前の内容、そして、よく最もその中で力を入れておところが、まずは声を出すというようなところがカリキュラムに組み込まれております。

もう一つの御指摘の点でございますが、おっしゃるとおり、消防局が行う講習というのは、コロナ禍もありまして先着何名という形で回しております、なかなか限界がございます。そこで、少し御紹介いただきました高浜市応急手当普及ボランティアの会という古くから、20年以上前から実は御協力いただいている団体さんがございまして、その中に御指摘のありました例えばスポーツクラブ、スポーツクラブさんは今年度からというお話は聞いておりますけれども、一部ありますが、老人ホームだとか各小・中学校、高浜高校、こういったところに定期的にボランティア

グループさんと赤十字奉仕団、そして教育委員会の方、そして市役所と社会福祉協議会が共通してこれまで二十数年にわたりこの活動を行っており、こちら、あくまでも団体さんのデータではございますが、累積人数としては2万4,000の方がこういった講習を受講されておまして、御記憶にも新しいかと思いますが、本年一部報道にもございましたが、AEDを活用して表彰された方、この方はこの応急ボランティアの講習を受講した卒業生でございます。

また、ボランティアの会の会長さんのお話では、この後、まだ元気なうち、私どもの会長さん等々のボランティアの方、元気なうちはまたこの活動を続けていき、何とか高浜市の人口まで、5万人弱まで講習を続けたいという力強いお言葉もいただいておりますので、私どもとしましては、当然公的な部分のことについてはしっかりやらせていただきますが……、よろしく願いします。

○議長（杉浦康憲） 時間となりましたので、質問を打ち切ります。

ほかに。

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） ほかに関連質問もないようですので、以上にて関連質問は終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月16日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時18分散会

---